

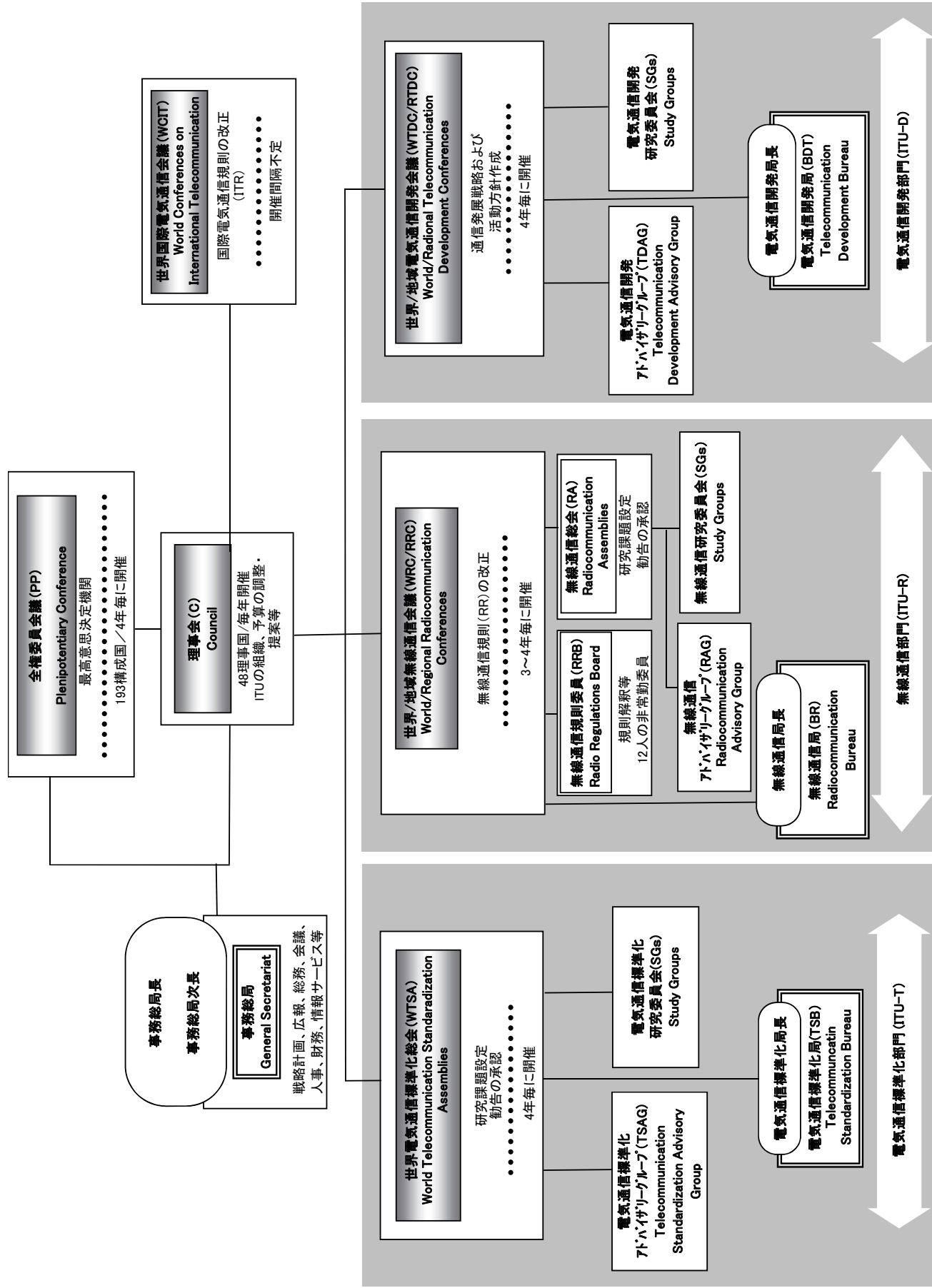


1 I T Uの基本的構造

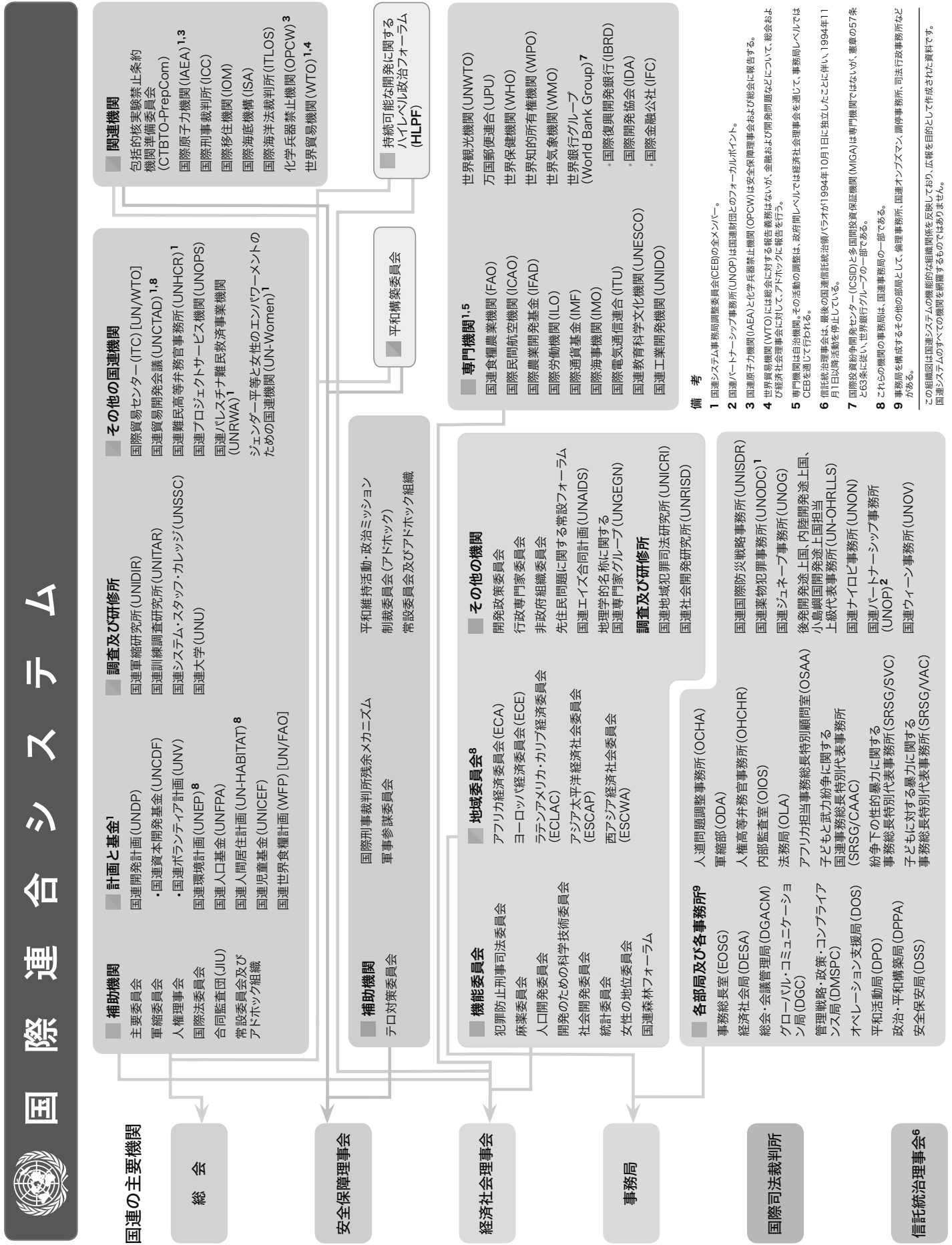


1.1 組織図

1.1.1 ITU組織図



1.1.2 国際連合の組織図



1.2 ITU構成国情報 一覧 (<https://www.itu.int/online/mm/scripts/gensel8>)

2019年1月1日現在(193カ国) 単位数については2020-2023年
 地域(A: アメリカ、B: 西ヨーロッパ、C: 東ヨーロッパ、北アジア、D: アフリカ、E: アジア・太平洋)

ITU表記	日本国 外務省表記	地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
1 Afghanistan	アフガニスタン・イスラム共和国	E	AFG	1/16			E	.af	1928/4/12
2 Albania	アルバニア共和国	C	ALB	1/4			E	.al	1922/6/2
3 Algeria	アルジェリア民主人民共和国	D	ALG	1		○	A	.dz	1963/5/3
4 Andorra	アンドラ公国	B	AND	1/4			F	.ad	1993/11/12
5 Angola	アンゴラ共和国	D	AGL	1/8	-1/8		E	.ao	1976/10/13
6 Antigua and Barbuda	アンティグア・バーブーダ	A	ATG	1/16			E	.ag	1987/2/4
7 Argentine Republic	アルゼンチン共和国	A	ARG	1/2		○	S	.ar	1889/01/01
8 Armenia	アルメニア共和国	C	ARM	1/4			E	.am	1992/6/30
9 Australia	オーストラリア連邦	E	AUS	13		○	E	.au	1878/05/27
10 Austria	オーストリア共和国	B	AUT	1			E	.at	1866/01/01
11 Azerbaijan	アゼルバイジャン共和国	C	AZE	1		○	E/R	.az	1992/4/10
12 Bahamas	バハマ国	A	BAH	1/4		○	E	.bs	1974/8/19
13 Bahrain	バーレーン王国	E	BHR	1			A	.bh	1975/1/1
14 Bangladesh	バングラデシュ人民共和国	E	BGD	1/8			E	.bd	1973/9/5
15 Barbados	バルバドス	A	BRB	1/4			E	.bb	1967/8/16
16 Belarus	ベラルーシ共和国	C	BLR	1/4			R	.by	1947/5/7
17 Belgium	ベルギー王国	B	BEL	2.5			F	.be	1866/01/01
18 Belize	ベリーズ	A	BLZ	1/8			E	.bz	1981/12/16
19 Benin	ベナン共和国	D	BEN	1/4			F	.bj	1961/1/1
20 Bhutan	ブータン王国	E	BTN	1/8			E	.bt	1988/9/15
21 Bolivia (Plurinational State of)	ボリビア多民族国	A	BOL	1/4			S	.bo	1907/6/1
22 Bosnia and Herzegovina	ボスニア・ヘルツェゴビナ	B	BIH	1/16			E	.ba	1992/10/20
23 Botswana	ボツワナ共和国	D	BOT	1/2			E	.bw	1968/4/2
24 Brazil	ブラジル連邦共和国	A	B	3		○	E	.br	1877/07/04
25 Brunei Darussalam	ブルネイ・ダルサラーム国	E	BRU	1/2			E	.bn	1984/11/19
26 Bulgaria	ブルガリア共和国	C	BUL	1/4			E	.bg	1880/09/18
27 Burkina Faso	ブルキナファソ	D	BFA	1/4		○	F	.bf	1962/1/16
28 Burundi	ブルンジ共和国	D	BDI	1/16			F	.bi	1963/2/16
29 Cape Verde	カーボヴェルデ共和国	D	CPV	1/16			F	.cv	1976/9/10
30 Cambodia	カンボジア王国	E	CBG	1/16			E	.kh	1952/4/10
31 Cameroon	カメルーン共和国	D	CME	1			F	.cm	1960/12/22
32 Canada	カナダ	A	CAN	11	-2	○	E	.ca	1908/7/1
33 Central African Rep.	中央アフリカ共和国	D	CAF	1/16			F	.cf	1960/12/2
34 Chad	チャド共和国	D	TCD	1/16			F	.td	1960/11/25
35 Chile	チリ共和国	A	CHL	1			S	.cl	1908/1/1
36 China	中華人民共和国	E	CHN	20	+6	○	C	.cn	1920/9/1
37 Colombia	コロンビア共和国	A	CLM	1			S	.co	1914/8/25
38 Comoros	コモロ連合	D	COM	1/16			F	.km	1976/1/5
39 Congo (Republic of the)	コンゴ共和国	D	COG	1/4			F	.cg	1960/12/13
40 Costa Rica	コスタリカ共和国	A	CTR	1/4			S	.cr	1932/9/13
41 Croatia	クロアチア共和国	B	HRV	1/4			E	.hr	1992/6/3
42 Cuba	キューバ共和国	A	CUB	1/4		○	S	.cu	1918/1/16
43 Cyprus	キプロス共和国	B	CYP	1/4			E	.cy	1961/4/24
44 Czech Rep.	チェコ共和国	C	CZE	1		○	E	.cz	1993/1/1
45 Côte d'Ivoire	コートジボワール共和国	D	CTI	2	+1.75	○	F	.ci	1960/12/23
46 Democratic People's Republic of Korea	北朝鮮	E	KRE	1/8			E	.kp	1975/9/24
47 Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国	D	COD	1/16			F	.cd	1961/12/6
48 Denmark	デンマーク王国	B	DNK	1.5			E	.dk	1866/01/01
49 Djibouti	ジブチ共和国	D	DJI	1/16			A	.dj	1977/11/22
50 Dominica	ドミニカ国	A	DMA	1/16			E	.dm	1996/10/28
51 Dominican Rep.	ドミニカ共和国	A	DOM	1/4			S	.do	1926/7/11
52 Ecuador	エクアドル共和国	A	EQA	1/4			S	.ec	1920/4/17
53 Egypt	エジプト・アラブ共和国	D	EGY	1/2		○	A	.eg	1876/12/09

	ITU表記	日本国 外務省表記	地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
54	El Salvador	エルサルバドル共和国	A	<u>SLV</u>	1/4		○	S	.sv	1927/10/12
55	Equatorial Guinea	赤道ギニア共和国	D	<u>GNE</u>	1/8			S	.gq	1970/7/2
56	Eritrea	エリトリア国	D	<u>ERI</u>	1/16			E	.er	1993/8/6
57	Estonia	エストニア共和国	B	<u>EST</u>	1/4			E	.ee	1992/4/22
58	Eswatini	エスワティニ王国	D	<u>SWZ</u>	1/8			E	.sz	1970/11/11
59	Ethiopia	エチオピア連邦民主共和国	D	<u>ETH</u>	1/16			E	.et	1932/2/20
60	Fiji	フィジー共和国	E	<u>FJI</u>	1/4			E	.fj	1971/5/5
61	Finland	フィンランド共和国	B	<u>FIN</u>	2			E	.fi	1920/9/1
62	France	フランス共和国	B	<u>F</u>	21		○	F	.fr	1866/01/01
63	Gabon	ガボン共和国	D	<u>GAB</u>	1/4			F	.ga	1960/12/28
64	Gambia	ガンビア・イスラム共和国	D	<u>GMB</u>	1/8			E	.gm	1974/5/27
65	Georgia	ジョージア	C	<u>GEO</u>	1/4			E	.ge	1993/1/7
66	Germany	ドイツ連邦共和国	B	<u>D</u>	25		○	E	.de	1866/01/01
67	Ghana	ガーナ共和国	D	<u>GHA</u>	1/4		○	E	.gh	1957/5/17
68	Greece	ギリシャ共和国	B	<u>GRC</u>	1		○	E	.gr	1866/01/01
69	Grenada	グレナダ	A	<u>GRD</u>	1/16			E	.gd	1981/11/17
70	Guatemala	グアテマラ共和国	A	<u>GTM</u>	1/4			S	.gt	1914/7/10
71	Guinea	ギニア共和国	D	<u>GUI</u>	1/8	-1/8		F	.gn	1959/3/9
72	Guinea-Bissau	ギニアビサウ共和国	D	<u>GNB</u>	1/16			F	.gw	1976/1/15
73	Guyana	ガイアナ共和国	A	<u>GUY</u>	1/4			E	.gy	1967/3/8
74	Haiti	ハイチ共和国	A	<u>HTI</u>	1/16			F	.ht	1927/10/10
75	Honduras	ホンジュラス共和国	A	<u>HND</u>	1/4			S	.hn	1925/10/27
76	Hungary	ハンガリー	B	<u>HNG</u>	1/2		○	E	.hu	1866/01/01
77	Iceland	アイスランド共和国	B	<u>ISL</u>	1/4			E	.is	1906/10/1
78	India	インド	E	<u>IND</u>	10		○	E	.in	1869/01/01
79	Indonesia	インドネシア共和国	E	<u>INS</u>	1		○	E	.id	1949/1/1
80	Iran (Islamic Republic of)	イラン・イスラム共和国	E	<u>IRN</u>	1		○	E	.ir	1869/01/01
81	Iraq	イラク共和国	E	<u>IRQ</u>	1/4			A	.iq	1928/11/12
82	Ireland	アイルランド	B	<u>IRL</u>	2			E	.ie	1923/12/8
83	Israel	イスラエル国	E	<u>ISR</u>	1			E	.il	1948/6/24
84	Italy	イタリア共和国	B	<u>I</u>	15		○	E	.it	1866/01/01
85	Jamaica	ジャマイカ	A	<u>JMC</u>	1/4			E	.jm	1963/2/18
86	Japan	日本	E	<u>J</u>	30		○	E	.jp	1879/01/29
87	Jordan	ヨルダン・ハシェミット王国	E	<u>JOR</u>	1/2			A	.jo	1947/5/20
88	Kazakhstan	カザフスタン共和国	C	<u>KAZ</u>	1/2			R	.kz	1993/2/23
89	Kenya	ケニア共和国	D	<u>KEN</u>	1		○	E	.ke	1964/4/11
90	Kiribati	キリバス共和国	E	<u>KIR</u>	1/16			E	.ki	1986/11/3
91	Korea (Republic of)	大韓民国	E	<u>KOR</u>	10		○	E	.kr	1952/1/31
92	Kuwait	クウェート国	E	<u>KWT</u>	5	+2	○	A	.kw	1959/8/14
93	Kyrgyzstan	キルギス共和国	C	<u>KGZ</u>	1/4			R	.kg	1994/1/20
94	Lao People's Democratic Republic	ラオス人民民主共和国	E	<u>LAO</u>	1/16			E	.la	1952/4/3
95	Latvia	ラトビア共和国	B	<u>LVA</u>	1/4			E	.lv	1991/11/11
96	Lebanon	レバノン共和国	E	<u>LBN</u>	1/4			A	.lb	1924/1/12
97	Lesotho	レソト王国	D	<u>LSO</u>	1/16			E	.ls	1967/5/26
98	Liberia	リベリア共和国	D	<u>LBR</u>	1/16			E	.lr	1927/10/10
99	Libya	リビア	D	<u>LY</u>	1			A	.ly	1953/2/3
100	Liechtenstein	リヒテンシュタイン公国	B	<u>LIE</u>	1/2			E	.li	1963/7/25
101	Lithuania	リトアニア共和国	B	<u>LTU</u>	1/4			E	.lt	1991/10/12
102	Luxembourg	ルクセンブルク大公国	B	<u>LUX</u>	1/2			F	.lu	1866/03/02
103	Madagascar	マダガスカル共和国	D	<u>MDG</u>	1/8			F	.mg	1961/5/11
104	Malawi	マラウイ共和国	D	<u>MWI</u>	1/16			E	.mw	1965/2/19
105	Malaysia	マレーシア	E	<u>MLA</u>	2			E	.my	1958/2/3
106	Maldives	モルディブ共和国	E	<u>MLD</u>	1/8			E	.mv	1967/2/28
107	Mali	マリ共和国	D	<u>MLI</u>	1/4			F	.ml	1960/10/21
108	Malta	マルタ共和国	B	<u>MLT</u>	1/4			E	.mt	1965/1/1
109	Marshall Islands	マーシャル諸島共和国	E	<u>MHL</u>	1/16			E	.mh	1996/2/22
110	Mauritania	モーリタニア・イスラム共和国	D	<u>MTN</u>	1/16			A	.mr	1962/4/18



	ITU表記	日本国 外務省表記	地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
111	Mauritius	モーリシャス共和国	D	<u>MAU</u>	1/4			E	.mu	1969/8/30
112	Mexico	メキシコ合衆国	A	<u>MEX</u>	3		○	S	.mx	1908/7/1
113	Micronesia	ミクロネシア連邦	E	<u>FSM</u>	1/16			E	.fm	1993/3/18
114	Moldova	モルドバ共和国	C	<u>MDA</u>	1/4			R	.md	1992/10/20
115	Monaco	モナコ公国	B	<u>MCO</u>	1/4			F	.mc	1908/7/1
116	Mongolia	モンゴル国	E	<u>MNG</u>	1/4			E	.mn	1964/8/27
117	Montenegro	モンテネグロ	C	<u>MNE</u>	1/8			E	.me	2006/6/21
118	Morocco	モロッコ王国	D	<u>MRC</u>	1		○	A	.ma	1956/11/1
119	Mozambique	モザンビーク共和国	D	<u>MOZ</u>	1/16			E	.mz	1975/11/4
120	Myanmar	ミャンマー連邦共和国	E	<u>BRM</u>	1/8			E	.mm	1937/9/15
121	Namibia	ナミビア共和国	D	<u>NMB</u>	1/4			E	.na	1984/1/25
122	Nauru	ナウル共和国	E	<u>NRU</u>	1/16			E	.nr	1969/6/10
123	Nepal (Republic of)	ネパール連邦民主共和国	E	<u>NPL</u>	1/16			E	.np	1957/12/5
124	Netherlands	オランダ王国	B	<u>HOL</u>	5			E	.nl	1866/01/01
125	New Zealand	ニュージーランド	E	<u>NZL</u>	2			E	.nz	1878/06/03
126	Nicaragua	ニカラグア共和国	A	<u>NCG</u>	1/4			S	.ni	1926/5/12
127	Niger	ニジェール共和国	D	<u>NGR</u>	1/8			F	.ne	1960/11/14
128	Nigeria	ナイジェリア連邦共和国	D	<u>NG</u>	2		○	E	.ng	1961/4/11
129	Norway	ノルウェー王国	B	<u>NOR</u>	5			E	.no	1866/01/01
130	Oman	オマーン国	E	<u>OMA</u>	1			A	.om	1972/4/28
131	Pakistan	パキスタン・イスラム共和国	E	<u>PAK</u>	2	+1	○	E	.pk	1947/8/26
132	Panama	パナマ共和国	A	<u>PNR</u>	1/4			S	.pa	1914/7/14
133	Papua New Guinea	パプアニューギニア独立国	E	<u>PNG</u>	1/4			E	.pg	1975/10/31
134	Paraguay	パラグアイ共和国	A	<u>PRG</u>	1/2	+1/4	○	S	.py	1927/9/27
135	Peru	ペルー共和国	A	<u>PRU</u>	1/4			S	.pe	1915/7/12
136	Philippines	フィリピン共和国	E	<u>PHL</u>	1/2		○	E	.ph	1912/5/25
137	Poland	ポーランド共和国	C	<u>POL</u>	1		○	E	.pl	1921/1/1
138	Portugal	ポルトガル共和国	B	<u>POR</u>	1	-1/2		E	.pt	1866/01/01
139	Qatar	カタール国	E	<u>QAT</u>	2	+1		A	.qa	1973/3/27
140	Romania	ルーマニア	C	<u>ROU</u>	1		○	E	.ro	1866/02/09
141	Russian Federation	ロシア	C	<u>RUS</u>	15		○	R	.ru	1866/01/01
142	Rwanda	ルワンダ共和国	D	<u>RRW</u>	1/4		○	E	.rw	1962/12/12
143	Saint Kitts and Nevis	セントクリストファー・ネーヴィス	A	<u>KNA</u>	1/16			E	.kn	2006/3/15
144	Saint Lucia	セントルシア	A	<u>LCA</u>	1/16			E	.lc	1997/9/4
145	Saint Vincent and the Grenadines	セントビンセント及びグレナディーン諸島	A	<u>VCT</u>	1/16			E	.vc	1983/3/25
146	Samoa	サモア独立国	E	<u>SMO</u>	1/16			E	.ws	1988/10/7
147	San Marino	サンマリノ共和国	B	<u>SMR</u>	1/4			E	.sm	1977/3/25
148	Sao Tome and Principe	サントメ・プリンシペ民主共和国	D	<u>STP</u>	1/16			F	.st	1976/9/1
149	Saudi Arabia	サウジアラビア王国	E	<u>ARS</u>	13		○	A	.sa	1949/2/7
150	Senegal	セネガル共和国	D	<u>SEN</u>	1		○	F	.sn	1960/11/15
151	Serbia	セルビア共和国	C	<u>SRB</u>	1/4			E	.rs	2001/6/1
152	Seychelles	セーシェル共和国	D	<u>SEY</u>	1/16			E	.sc	1999/9/17
153	Sierra Leone	シエラレオネ共和国	D	<u>SRL</u>	1/8			E	.sl	1961/12/30
154	Singapore	シンガポール共和国	E	<u>SNG</u>	1			E	.sg	1965/10/22
155	Slovakia	スロバキア共和国	C	<u>SVK</u>	1/2			E	.sk	1993/2/23
156	Slovenia	スロベニア共和国	B	<u>SVN</u>	1/4			E	.si	1992/6/16
157	Solomon Islands	ソロモン諸島	E	<u>SLM</u>	1/16			E	.sb	1987/7/27
158	Somalia	ソマリア連邦共和国	D	<u>SOM</u>	1/16			A	.so	1962/9/28
159	South Africa	南アフリカ共和国	D	<u>AFS</u>	4		○	E	.za	1910/1/1
160	South Sudan	南スーダン共和国	D	<u>SSD</u>	1/16			E	.ss	2011/10/3
161	Spain	スペイン	B	<u>E</u>	6		○	S	.es	1866/01/01
162	Sri Lanka	スリランカ民主社会主義共和国	E	<u>CLN</u>	1/2			E	.lk	1897/01/01
163	Sudan	スーダン共和国	D	<u>SDN</u>	1/16			A	.sd	1957/10/23
164	Suriname	スリナム共和国	A	<u>SUR</u>	1/4			E	.sr	1976/7/15
165	Sweden	スウェーデン王国	B	<u>S</u>	4			E	.se	1866/01/01
166	Switzerland	スイス連邦	B	<u>SUI</u>	10		○	F	.ch	1866/01/01
167	Syrian Arab Republic	シリア・アラブ共和国	E	<u>SYR</u>	1/4			A	.sy	1924/1/12



	ITU表記	日本国 外務省表記	地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
168	Tajikistan	タジキスタン共和国	C	<u>TJK</u>	1/16			R	.tj	1994/4/28
169	Tanzania	タンザニア連合共和国	D	<u>TZA</u>	1/4			E	.tz	1962/10/31
170	Thailand	タイ王国	E	<u>THA</u>	1.5		○	E	.th	1883/04/21
171	The Former Yugoslav Republic of Macedonia	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	C	<u>MKD</u>	1/8			E	.mk	1993/5/4
172	Timor-Leste	東ティモール民主共和国	E	<u>TLS</u>	1/16			E	.tl	2010/8/24
173	Togo	トーゴ共和国	D	<u>TGO</u>	1/4	+3/16		F	.tg	1961/9/14
174	Tonga	トンガ王国	E	<u>TON</u>	1/16			E	.to	1972/1/7
175	Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ共和国	A	<u>TRD</u>	1/2			E	.tt	1965/3/6
176	Tunisia	チュニジア共和国	D	<u>TUN</u>	1/2		○	A	.tn	1956/12/14
177	Turkey	トルコ共和国	B	<u>TUR</u>	1		○	E	.tr	1866/01/01
178	Turkmenistan	トルクメニスタン	C	<u>TKM</u>	1/4			R	.tm	1993/5/7
179	Tuvalu	ツバル	E	<u>TUV</u>	1/16			E	.tv	1996/8/15
180	Uganda	ウガンダ共和国	D	<u>UGA</u>	1/4		○	E	.ug	1963/3/8
181	Ukraine	ウクライナ	C	<u>UKR</u>	1/4			E/R	.ua	1947/5/7
182	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦	E	<u>UAE</u>	3		○	A	.ae	1972/6/27
183	United Kingdom	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	B	<u>G</u>	10			E	.gb	1871/02/24
184	United States	アメリカ合衆国	A	<u>USA</u>	30		○	E	.us	1908/7/1
185	Uruguay	ウルグアイ東方共和国	A	<u>URG</u>	1/4			S	.uy	1902/7/1
186	Uzbekistan	ウズベキスタン共和国	C	<u>UZB</u>	1/4			R	.uz	1992/7/10
187	Vanuatu	バヌアツ共和国	E	<u>VUT</u>	1/16			E	.vu	1988/3/30
188	Vatican	バチカン	B	<u>VVA</u>	1/4			F	.va	1929/6/1
189	Venezuela	ベネズエラ・ボリバル共和国	A	<u>VEN</u>	1			S	.ve	1920/8/13
190	Viet Nam	ベトナム社会主義共和国	E	<u>VTN</u>	1/2			E	.vn	1951/9/24
191	Yemen	イエメン共和国	E	<u>YEM</u>	1/8			A	.ye	1931/1/1
192	Zambia	ザンビア共和国	D	<u>ZMB</u>	1/8			E	.zm	1965/8/23
193	Zimbabwe	ジンバブエ共和国	D	<u>ZWE</u>	1/2			E	.zw	1981/2/10

ユニット数上位ランキング

順位	国名	ユニット数
1	日本	30
	アメリカ	30
3	ドイツ	25
4	フランス	21
5	中国	20
6	イタリア	15
	ロシア	15
8	オーストラリア	13
	サウジアラビア	13
10	カナダ	11
	インド	10
11	韓国	10
	スイス	10
	イギリス	10

1.3 分担金

1.3.1 分担金の基準

分担金に関する国際電気通信連合条約の抜粋（要約）

条約 第4章 第33条

468 1 分担等級一覧

472 2 1) 新たな構成国及びセクターメンバーは、加入し又は承認された月の初日から計算した分担金を支払う

473 2) 廃棄又は終止する場合は、その効力を生ずる月末までの分担金を支払う

（構成国の廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から1年（憲章237））

（セクターメンバーの終止は、事務総局長が通告を受領した日から6か月（条約240））

474 3 債務額は、連合の各会計年度の4ヶ月目の初めから利子を付する（利率は最初の3ヶ月間は3%/年、7ヶ月目の初めからは6%/年）

480 5) セクターメンバーの分担単位当たりの分担額は、構成国の1/5とする

480A 5の2) セクターメンバーの分担金が割り当てられる部門は特定される

483A 4の2 アソシエイトメンバーは、理事会の決定に従い、特定の研究委員会及びその部会の経費を分担する

2018 年全権委員会議にて、2020-2023 年の構成国が負担する分担金1単位あたりの金額（分担単位額）の上限額は、現状どおり 318,000 スイスフランに設定された。構成国の分担等級設定については、40 単位から 2 単位までは 1 単位刻みで設定できることとし、2 単位以下は今まで通り 1/2 単位ずつとすること、また、引き下げの場合の限度額（最大引き下げ幅）については、15%を越えて引き下げてはならない。

セクターメンバーの分担金は、構成国の分担単位額の 1/5 (63,600 スイスフラン) を 1 単位とし、ITU-R、ITU-T は 1/2 単位、ITU-D は 1/8 単位、開発途上国の団体はすべてのセクターで 1/16 単位が最低分担単位となっている。

アソシエイトの分担金は、セクターメンバーの分担単位額に対し、ITU-R、ITU-T は 1/6 単位、ITU-D は 1/16 単位、開発途上国の団体はすべてのセクターで 1/32 単位。中小企業（SMEs）がアソシエイトとして参加する場合はすべてのセクター

で 1/16 単位、開発途上国の中小企業（SMEs）はすべてのセクターで 1/32 単位となっている。

他に、学術団体の ITU 活動への参加を促す為、2010 年全権委員会議は、2014 年全権委員会議までを試行期間として、セクターメンバーの分担単位額の 1/16 単位の負担（開発途上国の団体は 1/32 単位）で 3 セクターの活動に参加する事を認める決議 169 を採択した。なお、2014 年の全権委員会議で、学術団体の参加が継続して認められるようになった。

1.3.2 分担単位額の推移

2023 年までの分担単位額の推移は下表の通り。

(単位：スイスフラン)

	構成国	セクターメンバー
1967	43,200	
1968	45,600	
1969	46,200	
1970	47,800	
1971	55,000	
1972	58,200	
1973	67,600	
1974	87,000	
1975	98,600	
1976	111,800	18,800
1977	129,000	21,600
1978	131,800	22,000
1979	132,000	21,100
1980	126,400	21,100
1981	135,700	22,600
1982	161,800	32,300
1983	176,600	34,000
1984	209,000	41,800
1985	221,400	44,280
1986	232,200	46,440
1987	231,800	46,360
1988	229,800	45,960
1989	232,600	46,520
1990	265,000	53,000
1991	291,800	58,360
1992	306,000	61,200
1993	310,600	62,120
1994	319,200	63,840
1995	330,000	66,000
1996	332,000	66,400
1997	334,000	66,800
1998～1999	328,000	65,600
2000～2005	315,000	63,000
2006～2023	318,000	63,600

1.3.3 分担金換算表

2020-2023年の分担単位額に基づく値

(単位:スイスフラン)

分担単位	構成国	セクターメンバー※1	アソシエイトメンバー※2, 3	学術団体※2
40	12,720,000	2,544,000		
35	11,130,000	2,226,000		
30	9,540,000	1,908,000		
28	8,904,000	1,780,800		
25	7,950,000	1,590,000		
23	7,314,000	1,462,800		
20	6,360,000	1,272,000		
18	5,724,000	1,144,800		
15	4,770,000	954,000		
13	4,134,000	826,800		
10	3,180,000	636,000		
8	2,544,000	508,800		
5	1,590,000	318,000		
4	1,272,000	254,400		
3	954,000	190,800		
2	636,000	127,200		
1 1/2	477,000	95,400		
1	318,000	63,600	10,600 (ITU-R, ITU-T)	
1/2	159,000	31,800		
1/4	79,500	15,900		
1/8	39,750	7,950		
1/16	19,875	3,975	3,975 (ITU-D)	3,975
1/32	9,938		(1,987.5)	(1,987.5)

※1 分担金軽減措置:開発途上国のセクターメンバー → 1/16単位まで認められる。

※2 分担金軽減措置:開発途上国のアソシエイト/学術団体メンバー → 1/32単位まで認められる。

※3 分担金軽減措置:SMEアソシエイト → 1/16単位まで認められる。

1.4 我が国民間部門からの参加状況

1.4.1 事業者等の参加状況（平成31年1月8日現在）

部門構成員（組織名）

無線通信部門 (Radiocommunication Sector)

ROA (8)

(株)放送衛星システム
KDDI (株)
日本放送協会
エヌ・ティ・ティ・コミュニ
ケーションズ(株)
NTTドコモ(株)
スカパーJSAT(株)
ソフトバンク(株)
(一社)日本民間放送連盟

SIO (15)

富士通(株)
(株)日立製作所
(国研)宇宙航空研究開発機構
(一財)航空保安無線
システム協会
日本無線(株)
三菱電機(株)
(国研)情報通信研究機構
日本電気(株)
日本電信電話(株)
沖電気工業(株)
パナソニック(株)
シャープ(株)
ソニー(株)
(一財)日本ITU協会
(株)東芝

電気通信標準化部門 (Telecommunication Standardization Sector)

ROA (6)

KDDI (株)
日本放送協会
エヌ・ティ・ティ・
コミュニケーションズ(株)
NTTドコモ(株)
ソフトバンク(株)
ソネット(株)

SIO (14)

富士通(株)
(株)日立製作所
三菱電機(株)
(国研)情報通信研究機構
日本電気(株)
エヌ・ティ・ティ・
コムウェア(株)
日本電信電話(株)
沖電気工業(株)
パナソニック(株)
シャープ(株)
ソニー(株)
住友電気工業(株)
(一財)日本ITU協会
(株)東芝

FDI (1)

SOMPOホールディングス(株)

電気通信開発部門 (Telecommunication Development Sector)

ROA (4)

KDDI (株)
東日本電信電話(株)
西日本電信電話(株)
(株)野村総合研究所

SIO (6)

富士通(株)
(株)日立製作所
日本電気(株)
(国研)情報通信研究機構
(一財)日本ITU協会
パナソニック(株)

準部門構成員（組織名・参加SG）

無線通信部門 (Radiocommunication Sector)

ROA (0)

SIO (3)

キャノン（株）	SG6
（株）MCC	SG4
（株）三菱総合研究所	SG1

電気通信標準化部門 (Telecommunication Standardization Sector)

ROA (1)

SIO (7)

（株）インターネットイニシアティブ	SG3	アンリツ（株）	SG15
		キャノン（株）	SG16
		通信電線線材協会	SG15
		（社）日本ケーブルラボ	SG9
		（株）メガチップス	SG15
		（株）村田製作所	SG15
		（株）ルネサステクノロジ	SG16

電気通信開発部門 (Telecommunication Development Sector)

ROA (0)

SIO (1)

三菱電機（株）	SG1
---------	-----

	カテゴリー	ITU-R (無線)	ITU-T (標準化)	ITU-D (開発)	累計	団体数
部門構成員	ROA	8	6	4	18	12
(セクターメンバー)	SIO	15	14	6	35	17
	FDI	0	1	0	1	1
	小計	23	21	10	54	30
準部門構成員	ROA	0	1	0	1	1
(アソシエイト)	SIO	3	7	1	11	10
	小計	3	8	1	12	11
					計	41
					※団体数	40

- ※ 三菱電機（株）が、ITU-R及びITU-Tセクターメンバー及びITU-Dアソシエイト(SG1)として活動しているため団体数としては40社となった。
- ※ 学術団体については、2010年全権委員会議で、2014年全権委員会議までを試行期間とし、アカデミアメンバーとして3セクターの活動に参加することを認める新決議（決議169）が採択された。2014年全権委員会議で継続してアカデミアの参加が認められる決議改正が行われ、2018年全権委員会議で各セクターのアドバイザーグループを含む3つのセクターの全ての活動に参加可能であること、ラポータや副ラポータへの就任が可能であることを明確化する改正が行われた。2019年1月8日現在京都大学、東京大学、早稲田大学、東海大学、北陸先端科学技術大学院大学、慶應義塾大学、金沢工業大学の計7校がアカデミアとして加盟している。

1.4.2 ITUへの参加と脱退、義務と権利

1. 参加について

ITUはその活動を一層活性化させるため、電気通信に係わる団体の活動参加を積極的に受け入れている。主管庁以外の団体が ITU の活動に参加する形態には部門構成員（セクターメンバー）、準部門構成員（アソシエイト）及び、学術団体（アカデミア）の 3 つがある。セクターメンバーが承認を受けた部門におけるすべての研究委員会及び部門総会の活動に参加できるのに対して、アソシエイトは特定の研究委員会（SG）に活動参加が限定される反面、前者より軽減された分担金負担での参加が可能である。アカデミアは学術団体を ITU の活動への参加を促すため、2010 年にグアダラハラ（メキシコ）で開催された全権委員会議で採択された決議 169 により、2014 年の全権委員会議までの試行期間として設けられたものである。2014 年の全権委員会議で決議 169 が改正され、アカデミアの参加資格の継続が決められた。アカデミアは 3 部門全てに参加することが可能であるが、権利についてはアソシエイトと同様であり、分担金負担が軽減される。2018 年全権委員会議での改正では、各セクターのアドバイザリーグループを含む 3 つのセクターの全ての活動に参加可能であること、ラポータや副ラポータへの就任が可能であることが明確化された。

◇参加資格

ITU の活動への参加が認められる団体のうち、主なものは次の二つ。

- (1) 認められた事業体 (Recognized Operating Agency : ROA)
- (2) 学術団体又は工業団体 (Scientific or Industrial Organization : SIO)

◇参加手続

- (1) 参加を希望する団体が総務省に対して参加形態、参加分野、分担金単位数等を記した書類を提出。
- (2) 主管庁である総務省が審査の上参加に支障がないと認める際には ITU 事務総局長に対してその旨を通知。
- (3) 参加を希望する団体は ITU に対して、アプリケーションフォームを記入し提出。
- (4) ITU 事務総局が総務省からの通知及びアプリケーションフォームの提出を受けて、参加についての認定を行い、関係者への周知を図るとともに、分担金の支払請求等の事務手続を開始。

2. 脱退について

ITU の活動へ参加が認められた団体は事務総局長あてに通知することにより、ITU 活動から脱退することができる。脱退は事務総局長が通知を受領した日から 6 か月の期間が満了したときに効力を生じる。

3. アソシエイトからセクターメンバーへの昇格について

アソシエイトからセクターメンバーへの移行については、アソシエイトを脱退し、セクターメンバーとして加盟するという手続きが必要である。逆に、アソシエイトへ移行する場合にも、同様にセクターメンバーを脱退し、アソシエイトとして加盟する必要がある。

4. 基本的な権利

(1) セクターメンバーは参加が認められた部門の活動のうち、次のものについて権利を有する。

- ・すべての研究委員会について、勧告作成の準備作業に参加し、関係文書を入手し、議長・副議長に就任すること
- ・無線通信総会、電気通信標準化総会及び電気通信開発会議に参加すること
- ・全権委員会にオブザーバとして参加すること
- ・(無線通信部門のみ) 無線通信会議にオブザーバとして参加すること
- ・理事会の設定した条件に従い、理事会にオブザーバとして参加すること

(2) アソシエイトは特定の研究委員会の活動のうち、次のものについて権利を有する。

- ・勧告作成の準備作業に参加すること
(会合への参加、寄書の提出、勧告の編集、意見の提出等)
- ・関係する文書を入手すること
- ・ラポータをつとめること

注1；なお、同一セクター内で複数の研究委員会のアソシエイトになることはできない。

注2；研究委員会間の異動についても、一度現在の研究委員会を脱退して、新たな研究委員会に加盟する手続きが必要。

(3) アカデミアは、次のものについて権利を有する。

- ・3部門への参加(各セクターのアドバイザーグループ含む)
- ・決議案の採択等の決議権を持たないが、その他はアソシエイトと同様の権利を有する

5. TIES アカウントについて

ITU の一部文書を閲覧・ダウンロードするには、TIES アカウントが必要である。TIES アカウント付与希望の場合には、希望者が所属する各団体(構成国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミア)に設置されているTIES フォーカルポイントの許可を受ける必要がある。なお、TIES アカウント利用に関して金銭の授受は発生しない。

○ TIES アカウント付与の手順

1. オンラインアプリケーションよりリクエストを提出。

(URL : <https://www.itu.int/en/ties-services/Pages/login.aspx>)

2. 各団体のフォーカルポイントがリクエストメールを受領。
3. フォーカルポイントがリクエストを承諾後、アカウントが付与される。

○ FAQ

ITU ホームページ内にまとめられた FAQ について、以下のとおりである。

(URL : <https://www.itu.int/TIES/faq.html>)

6. 基本的な義務

ITU への参加が認められた団体は定められた分担金を支払う義務を負う。ITU-R、ITU-T のセクターメンバーは 1/2 単位以上、ITU-D は 1/8 単位以上（開発途上国の団体は 1/16 単位以上）の任意の分担単位数の分担金を、ITU-R、ITU-T のアソシエイトは 1/6 単位、ITU-D は 1/16 単位（開発途上国の団体は 1/32 単位）、中小企業（SMEs）がアソシエイトとして参加する場合は 1/16 単位（開発途上国の中小企業（SMEs）は 1/32 単位）、アカデミアは 1/16 単位（開発途上国の団体は 1/32 単位）の分担金を負担することになっており、1 分担単位あたりの分担金は、全権委員会議において決定される。なお、2020-2023 年期のセクターメンバー 1 分担単位当たりの分担金（1 年あたり）は、63,600 スイスフランとなっている。

加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミアの権利・義務の違い

	加盟国	セクターメンバー	アソシエイト	アカデミア
参加部門	○	△ (認められた部門のみ)	△ (認められた部門のみ)	○
研究会への参加	○	○	△ (特定の研究会のみ)	○
アドバイザリーグループへの参加	○	○	×	○
文書・意見提出	○	○	○	○
勧告の作成	○	○	○	○
決議権	○	○	○	×
役職（ラポータ含む）	○	○	△ (ラポータのみ)	△ (ラポータのみ)
理事会への参加	○	△ (オブザーバ)	×	×
WRC、WCIT への参加	○	△ (認められた部門のみ)	×	×
RA、WTDC、WTSA への参加	○	△ (認められた部門のみ)	×	○

全権委員会議への 参加	○	△ (オブザーバ)	×	×
分担金支払い	○	R と T は 1/2 単位 D は 1/8 単位 途上国は 1/16 単位	R と T は 1/6 単位 D は 1/16 単位 途上国は 1/32 単位 SME は、1/16 単位、途上 国の SME は 1/32 単位	1/16 単位 途上国は 1/32 単位

※ ITU への活動参加を希望される団体は、総務省国際戦略局国際政策課まで。

1.5 連合の会議、総会及び会合の一般規則

ITUの会議規則

KDDI株式会社 技術開発本部 標準化推進室 担当部長

つがわ せいいち
津川 清一



1. はじめに

会議規則というとは一つの出発点を思い出す。1982年のナイロビ全権委員会でのことである。ITUは通信を扱う専門的な国際機関だが、かつてはITUの大きな会議には政治が持ち込まれていた。1982年のナイロビ全権委員会では、イスラエル追放を巡るアラブ諸国＋ソ連・東欧圏対米国＋西側諸国の戦いがあった。米国はイスラエルの追放決議が採択されたら即刻本国に引き上げると発言し、緊迫した状況が続いた。その中で、英国が西側諸国を引っ張る形で次々に会議規則上の動議を効果的に提出し、追放決議を非難決議に辛うじて修正した。

また、キプロスの領有権を巡るトルコとギリシアの激しいつばぜりあいもあった。確かトルコ代表は熟練の外交官、ギリシア代表は国際法専門の大学教授だった記憶がある。両者とも会議規則を熟知していて、動議合戦が続いた。会議は、最終日の日付を超え、翌朝2時頃に両国の代表が動議札を上げたまま終了した。

このような二つの光景を見た私は、国際会議では議論の内容の優劣もさることながら、会議規則の運用で勝利できるのではないかと、という印象を持った。

この印象が強かったので、1994年の京都全権委員会議で議長を務める内海氏をサポートする当社の職員に対し、会議規則をしっかり勉強するようにと言って送り出したことを思い出す。

つい最近も会議規則の関係で印象深い出来事が起きた。2012年12月3日から14日まで国際電気通信規則（ITR）を改正する世界国際電気通信会議（WCIT）が、アラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された。会合も押し迫った13日夜の全体会合で、ITRの前文に「and recognize the right of access of Member States to international telecommunication services」を加えるかどうかで混乱した。キューバ、ロシア、アラブ諸国、アフリカ諸国が加えることを支持し、ヨーロッパ諸国、カナダが反対した。ここで突然イランから議事進行に係る発言（point of order）の札が上がり、投票を（Vote）を求めた。動議された投票は、①議論の中止、②アフリカ提案の是非の二つであった。投票の結果は次のとおり。

・議論の中止



賛成93、反対0、棄権16となり、議論はここで中止されることとなった。

・アフリカ提案の是非

賛成77、反対33、棄権8となり、提案は採択された。

この投票の結果を受け、議長はITR修正案が提案とおり採択されたと宣言した（ITR前文に国家の通信サービスへのアクセス権を追加するかどうかについて投票したはずであったのに、その修正を反映してITR修正案は採択された、と宣言した）。その時の会場の風景は上掲の写真を御覧いただきたい。緊迫した雰囲気が伝わってくるだろうか。

国際機関が開く会議には会議のやり方、進め方等々について明確な会議規則（Rules of procedure）が存在する。これを知らないで会議に出るのは、「野球規則を知らずに甲子園に出る」ようなものだと思う。いくら提案の内容が素晴らしいとしても、会議規則を知らないために負けるということがありうるのではないかと考えている。

2. ITUの会議規則（General Rules of Conferences, Assemblies and Meetings of the Union : GR）

現行のITUの会議規則は次表のとおり。2002年のマラケシュ全権委員会で採択され、2006年のアンタルヤ全権委員会議で修正されている。会議規則はかつて条約の一部であったが、現在は憲章と条約がそれぞれの32条で触れているだけで、詳細はGRに委ねられている。しかし、その内容は全権委員会議が採択するとされているので、重要な地位を占めていることに変わりはない。

なお、ITUの各セクターは、連合の会議（例：WCIT）・総会（例：WTSA）を除き、それぞれの作業方法を定めることができる。（GR第2項）

● ITUの会議規則

（例示・抜粋、番号はGRのもの）

	CHAPTER II - Rules of Procedure of Conferences, Assemblies and Meetings	第2章会議、総会及び会合の手続規則	解説
	9 Order of seating	9 席順	
48	At meetings of the conference, delegations shall be seated in the alphabetical order of the French names of the Member States represented.	会議の会合における代表団の席順は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。	ITU憲章29条1項3号に、「矛盾又は紛議がある時は、フランス文による。」という規定がある。かつての外交用語であったフランス語の優越が残っていると思われる。 また、フランス語は文法的に解釈が明確。例えば、英語のITU（International Telecommunication Union）は「国際電気通信」の連合なのか、「電気通信」の国際連合なのか分からないが、フランス語のUIT（Union internationale des télécommunications）であれば「電気通信」の「国際連合」であることが一目瞭然。
	11 Powers of the chairman of the conference	11 会議の議長の権限	
59	1 The chairman, in addition to the other prerogatives conferred upon the chairman under these Rules of Procedure, shall open and close the meetings of the Plenary Meeting, direct the deliberations, ensure that the Rules of Procedure are applied, give the floor to speakers, put questions to the vote, and announce the decisions adopted.	1 議長は、本会議の会合の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、この内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表するほか、この内部規則によって与えられるその他の全ての権限を行使する。	議長の権限が非常に強いことが読み取れる。
60	2 The chairman shall have the general direction of all the work of the conference, and shall ensure that order is maintained at plenary meetings. The chairman shall rule on motions of order and points of order and, in particular, shall be empowered to propose that discussion on a question be postponed or closed, or that a meeting be suspended or adjourned. The chairman, if finding it appropriate to do so, may also decide to postpone the convening of a plenary meeting.	2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行に係る動議及び発言に関して決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは停止を提案する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の招集の延期を決定することができる。	同上
	18 Conditions required for discussion of or decision or vote on any proposal or amendment	18 提案又は修正案についての審議、決定又は投票に必要な条件	

● ITUの会議規則（続き）

90	1 No proposal or amendment may be discussed unless it is supported by at least one other delegation when it comes to be considered.	1 提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一つの代表団によって支持されない限り、討議に付することができない。	後出のロバートルールに全く同じ規定がある。
	20 Rules for debates in plenary meetings	20 本会議における討論の方法	
	20.2 Order of debates	20.2 討議の秩序	
94	1) Persons desiring to speak must first obtain the consent of the chairman. As a general rule, they shall begin by announcing in what capacity they speak.	1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。	発言権のことをfloorと言う。国の代表が議長を務めることがよくある。国の代表として発言する場合には、それを明らかにする必要がある。
95	2) Speakers must express themselves slowly and distinctly, separating their words and pausing as necessary in order that everybody may understand their meaning.	2) 発言を行う者は、全ての者がその内容を十分に理解することができるように、各語を区切りかつ必要な間を置いて、緩やかな速度でかつ明瞭に述べなければならない。	発言はゆっくり行えばよい。早口でまくしたてるのは、この条項に違反している。
	20.3 Motions of order and points of order	20.3 議事進行に係る動議及び発言	
96	1) During debates, any delegation may, when it thinks fit, submit a motion of order or raise a point of order, which shall at once be settled by the chairman in accordance with these Rules of Procedure.	1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る動議又は発言を提出し又は行うことができる。議長は、この内部規則に従い、当該動議又は発言について直ちに決定を行う。	議事進行に係る発言（point of order）の力は非常に強い。これが出されると会場がざわめく。動議が出されると議長はそれまで行われていた議論を中断して、これをまず処理しなくてはならない。
	20.4 Priority of motions of order and points of order	20.4 議事進行に係る動議及び発言の優先順位	
98	The motions and points of order mentioned in No. 96 above shall be dealt with in the following order:	第96号に規定する議事進行に係る動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。	動議はうまく使うと効果的な武器となる。
99	a) any point of order regarding the application of these Rules of Procedure, including voting procedures;	a) この内部規則（投票の手続を含む）の適用に関する議事進行に係る発言	
100	b) suspension of a meeting;	b) 会合の中止	
101	c) adjournment of a meeting;	c) 会合の閉会	
102	d) postponement of debate on the matter under discussion;	d) 討議中の問題に関する討論の延期	
103	e) closure of debate on the matter under discussion;	e) 討議中の問題に関する討論の終結	
	20.8 Limitation of speeches	20.8 発言の制限	
109	The chairman shall limit the speaking time allowed to a maximum of five minutes.	議長は、各発言の時間を最長5分に制限する。	長々と続く発言はこの規定で制限できる。
	21 Voting	21 投票	
	21.1 Definition of a majority	21.1 過半数の定義	
115	1) A majority shall consist of more than half the delegations present and voting.	1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の2分の1を超える数とする。	

● ITUの会議規則（続き）

117	3) In case of a tie, a proposal or amendment shall be considered rejected.	3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。	
	21.2 Non-participation in voting ～ 21.10 Amendments	21.2 投票への不参加 ～ 21.10 修正案	議長として投票の要求に対処する場合、この部分の規定も重要。
	21.11 Voting on amendments	21.11 修正案の投票	
140	1) When an amendment to a proposal is submitted, a vote shall first be taken on the amendment.	1) 提案に対する修正案があるときは、まず、この修正案を投票に付する。	
141	2) When two or more amendments to a proposal are submitted, the amendment furthest from the original text shall be put to the vote first; if this amendment does not obtain the support of the majority, of the remaining amendments, that furthest from the proposal shall then be put to the vote and the same procedure shall be followed until a subsequent amendment gains the support of the majority; if all the amendments submitted have been considered and none has gained a majority, the unamended proposal shall be put to the vote.	2) 提案に対して2以上の修正案があるときは、まず、原提案から最も遠い修正案を投票に付する。この最も遠い修正案が過半数を得ない場合には、更に、残余の修正案のうち原提案から最も遠いものを投票に付し、以下修正案の一つが過半数を得るまで、同様の手続によって投票を行う。提案された全ての修正案が審議され、いずれも過半数を得なかった場合には、修正されない原提案を投票に付する。	この規定もうまく使うと効果的な武器となる。

3. その他の機関の会議規則

● ITUの兄弟機関であるUPU（Universal Postal Union：万国郵便連合）の会議規則

(例示・抜粋・仮訳)

At Congress and Committee meetings, delegations shall be seated in the French alphabetical order of the member countries represented. The Chairman of the Council of Administration shall draw lots, in due course, for the name of the country to be placed foremost before the rostrum at Congress and Committee meetings.	大会議と諸委員会における代表団の席順は、フランス語による名称のアルファベット順による。管理理事会の議長は、議長席の前に配置される国をくじで決める。	1969年の東京大会議以前は、議長席の前をAにしてアルファベット順に席を配置していた。この方法だと席の配置が固定化してしまい、議長から見えにくいという不利益をいつも被る国が出る。ITUでは順番が固定されているので、ドイツ（フランス語ではAllemagneなのでAで始まる）はいつも会場の端に席がある。
The Chairmen shall open and close the meetings over which they preside, direct the debates, give speakers the floor, put proposals to the vote.	議長は、会議の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、発言を許し、提案を投票に付す。	議長の強い権限を規定している。ITUにも同様な規定がある。
1. The debates of the Drafting Committee shall be held in French. 2. Documents prepared during Congress including draft decisions submitted to Congress for approval shall be published in French.	1. 起草委員会の議論は、フランス語で行われる。 2. 大会議中に作成される文書は、フランス語で作成される。	UPUの公用語は発足当時の国際語であったフランス語だけであり、今でもフランス語の優越がにじみ出ている（ITUの公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語）。



● UPUの会議規則（続き）

Delegates may not take the floor until they have been given permission to do so by the Chairman of the meeting. They shall be urged to speak slowly and distinctly. Speeches shall not exceed five minutes. The Chairman shall be authorized to interrupt any speaker who exceeds the said authorized time. He may also ask the delegate not to depart from the subject.	発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。発言を行う者は、緩やかな速度で明瞭に述べなければならない。発言は5分を超えてはならない。議長はこの時間が過ぎた時は介入でき、議題から離れないよう要請できる。	議長の発言許可権と発言の長さ。同様の規定がITUにもある。
If the originator of the original proposal does not accept an amendment, the Chairman shall decide whether the amendment or the proposal shall be voted upon first, starting with whichever departs furthest from the meaning or intent of the basic text and entails the most significant change in relation to the status quo.	原提案者が修正に合意しない場合、議長は原提案から最も意味が遠い修正案から投票に付することを決定する。	修正案の投票の順序。同様な規定がITUにもある。
During the discussion of any question a delegation may submit a motion on a point of order for the purpose of requesting: - clarification on the conduct of the debates; - observance of the Rules of Procedure;	代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る発言の動議を提出することができる。	point of order動議の提出。同様な規定がITUにもある。
During discussion of a question, a delegation may introduce a procedural motion with a view to proposing: a. the suspension of the meeting; b. the closure of the meeting; c. the adjournment of the debate on the question under discussion; d. the closure of the debate on the question under discussion.	代表団は、討論において、議事進行に係る次の動議を提出することができる。 a. 会合の中止 b. 会合の閉会 c. 討議中の問題に関する討論の延期 d. 討議中の問題に関する討論の終結	動議の提出。同様な規定がITUにもある。

● 日本の衆議院規則

（例示・抜粋）

第二十八条 議員が法律案その他の議案を發議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。	議案を發議する場合、（何人必要かは書いていないが）賛成者が必要。賛成者が必要なことはITUと同じ。
第百四条 開議の時刻に至つたときは、議長は、議長席に着き諸般の事項を報告した後、会議を開くことを宣告する。 ② 議長が会議を開くことを宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。 第百二十三条 すべて発言は、演壇でこれをなさなければならない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。 第百二十四条 議長は議席で発言する議員を演壇に登らせることができる。 第百二十七条 通告しないで発言しようとする者は、起立して議長と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。	議長は強い議事指揮権を持っている。国会中継では、発言を求める議員が、議長、議長、と叫んでいる光景を見る。
第百二十八条 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。	後出のロバートルールに全く同じ規定がある。



● 衆議院規則（続き）

第百二十九条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があると認めたものの外は、これを許可する時機は、議長がこれを定める。	議事進行に関する発言（point of order）の処理方法は議長に任されている。日本の国会でも「強行採決」がニュースになるが、これは正に「討議打ち切りの動議」が出され、動議が通ると議事規則上直ちに採決になる結果である。
第百三十四条 発言は、すべて議題外に涉り又はその範囲を超えてはならない。	UPUに同じ規定がある。
第百三十四条の二 質疑は、同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない。	ロバートルールに同じような規定がある。
第百四十条 質疑が続出して、容易に終局しないときは、議員二十人以上から質疑終局の動議を提出することができる。 第百四十一条 賛否各々二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員二十人以上から討論終局の動議を提出することができる。 第百四十二条 前二条の規定による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。	このような動議の規定はITU、UPUにもある。
第百四十五条 同一の議題について議員から数箇の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先きに採決する。	修正提案の採決の順序。ITU、UPUの規定と同じ。

ITU、UPU、日本の衆議院の会議規則の基本ルールがほとんど同じであることに気が付かれたであろうか。

4. Robert's Rules

会議規則の基本ルールをまとめたものとして、Robert's Rulesがある。国際会議ハンドブック（KDDエンジニアリング・アンド・コンサルティング、1978年発行）の中に、次のようなくだりがある。

「米国人の団体の定款を見ると、“Robert's Rules of Order shall govern all official meetings.” というような条文がよくある。また、そのような条文がなくても、常識としてRobert's Rulesに従って集会が運営される場合が多い。

米国人、カナダ人、英国人などは子供の時からいろいろクラブ活動や団体運動の中で、比較的単純なRobert's Rulesを実行しているし、学校で教える場合もあるから、成人になっ

て運営する団体の議事の進行も同様に行うことになる。細かい点は別として大体のことは分かっているから、彼らは常識としてRobert's Rulesまたはそれに準じた規則を念頭において議事を進行している。」

Robert's Rulesとは、1876年にアメリカ陸軍のヘンリー・ロバート将軍が英米議会の運営規則を基に民間団体に適応できる会議運営のルールブックとして作成したものである。英米では会議規則の定本となっていて、2000年に第10版が出版された。日本には1956年に導入された。国連をはじめとする多くの会議の会議運用ルールの基礎となっている。

ここには会議の進め方が細かく書かれているが、基本的な会議規則として下表のようなものがある（フルテキストは、<http://www.robertsrules.org/rroor-00.htm>で読むことができる）。

Robert's Rulesはなかなか紹介される機会がないので少し詳しく説明した。いかがであろうか。Robert's Rulesは全

Business is brought before it either by the motion of a member or by the presentation of a communication to the assembly.	議論は、議場での提案若しくは事前に提出されていた文書の説明から開始される。（Robert's Rulesではproposalのことをmotionと呼んでいる。）	会議場での提案と事前の寄書提出、といったところであろうか。
Before any subject is open to debate it is necessary, first, that a motion be made by a member who has obtained the floor; second, that it be seconded.	提案する場合は、議長からの発言の許可（floor）と、他の参加者からの支持を得る必要がある。	ITUの会議規則にも同じ規定がある。

Before a member call make a motion, or address the assembly in debate, it is necessary that he should obtain the floor -- that is, he must rise after the floor has been yielded, and address the presiding officer by his official title, thus, "Mr. Chairman," or "Mr. President," or, if a woman, "Madam Chairman," or "Madam President." Where two or more rise about the same time to claim the floor, the member who rose first and addressed the chair is entitled to the floor.	参加者は発言する前に議長から許可を得る必要がある。立ち上がって、"Mr. Chairman," "Mr. President," "Madam Chairman," "Madam President." と呼びかける。二人以上起立して発言を求めた時は、最初に立ち上がって議長に呼びかけた人が発言権を得る。	議長から発言の許可を取る具体的な方法。二人以上起立して発言を求めた時の扱いは衆議院規則と同じ。
When a motion has been made and seconded, it is the duty of the chair to state immediately the exact question that is before the assembly for its consideration and action.	提案が行われ支持された時は、議長には提案の内容を正確に説明する義務がある。	ITU等の会議規則には同じ規定がないが、実際の会議ではこのようにされているであろう。
In the debate each member has the right to speak twice on the same question on the same day. No one can speak longer than ten minutes at a time.	一つの課題について各代表は1日に2回発言することができる。発言の長さは10分を超えてはならない。	回数制限は、衆議院規則に似たような規定がある。発言の長さの制限は、ITU、UPUは5分。
Those in favor of the resolution say aye; those opposed say no.		参加者全員が米国人の電話会議で採決を取った時、同意する人が "aye" と言ったので驚いた。
Any member who notices a breach of the rules has a right to call immediate attention to the fact and insist that the rules be enforced by raising a point of order.	会議規則違反に気付いた代表は、議事進行にかかる発言 (point of order) を提出することができる。	ITU、UPU、衆議院規則にも同じような規定がある。
The common motions are arranged in the table below. (1) Modify or Amend. (2) Defer Action. (3) Suppress or Limit Debate. (4) To Suppress the Question.	動議には次のようなものがある。 (1) 提案の修正 (2) 決定の延期 (3) 討論の中止、制限 (4) 討議中の問題の討論の中止	ITU、UPU、衆議院規則にも同じような規定がある。

ての会議規則を網羅していることが分かる。このため、現在の諸会議規則はRobert's Rules（更には、Robert's Rulesの基礎となった米国国会の議事規則）に範をとっている、と言えるのではないだろうか。

英米では、学校でロバートの規則を使ってディベートの授業をしているので、英米人には会議規則が自然と身に付いている、初めて国際会議に出ても困らない、と言われている。これまではこのことを調べる手段がなかったが、インターネットの出現によってこれができるようになった。YouTubeでRobert's Rules of Orderで検索すると、たくさん授業風景を見ることができるので、興味のある方は御覧いただきたい。

5. おわりに

国際会議に出席し、特にそこで役職を務める立場であれば、こうした会議規則を熟知とまではいかないまでもよく理解しておくことが極めて重要である。拙稿により、あまり知られていない会議規則に少しでも光が当たれば望外の喜びである。

なお、本稿では会議の一般規則を解説することに力点を置いたが、ITUの会合でも研究委員会以下の実務レベルでは、本稿で紹介する会議ルール全体が厳密に適用されるわけではない（前出：GR第2項）。コンセンサスを重視し、「投票は極力行わない」、「慣習としての運営」に委ねられる、ということもあることを付記する。

最後に、本稿作成に当たって元ITU-T SG3議長の松平恒和氏に多大なご助言をいただいたことに感謝する。



1.6 持続可能な開発目標 (SDGs)

開発アジェンダの節目の年、2015 年の 9 月 25 日－27 日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この目標が、ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

Sustainable Development Goals website : <http://www.un.org/sustainabledevelopment/>

Goal 1: End poverty in all its forms everywhere

目標 1:あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

- ・全世界で極度の貧困の中で暮らす人々の数は、1990 年の 19 億人から半分に減少しました。しかし、今でも 8 億 3,600 万人が極度の貧困に苦しんでいます。開発途上地域では、およそ 5 人に 1 人が一日 1 ドル 25 セント未満で生活しています。
- ・南アジアとサハラ以南アフリカには、極度の貧困の中で暮らす人々の圧倒的多数が集中しています。
- ・脆弱で紛争の影響を受ける小さな国々では、貧困率がしばしば高くなっています。
- ・全世界で 5 歳未満の子どもの 4 人に 1 人が、年齢に見合う身長に達していません。

Goal 2: End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

目標 2: 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

- ・開発途上地域全体で、栄養不良の人々の割合は 1990-1992 年の 23.3%から 2014-2016 年の 12.9%と、1990 年以来ほぼ半減しています。しかし、今日も依然として、世界人口の 9 人に 1 人(7 億 9,500 万人)が依然として栄養不良に陥っています。
- ・世界で飢餓に苦しむ人々の大多数が暮らす開発途上国では、栄養不良の人々の割合が人口の 9%に達しています。
- ・飢餓に陥っている人々が最も多いのはアジアで、全体の 3 分の 2 を占めています。南アジアの割合は近年、低下してきていますが、西アジアの割合は微増となっています。
- ・飢餓率(人口全体に占める割合)が最も高い地域はサハラ以南アフリカで、およそ 4 人に 1 人が栄養不良に陥っています。
- ・栄養不良が原因で死亡する 5 歳未満の子どもの年間 310 万人と、子どもの死者数のほぼ半数(45%)を占めています。
- ・世界の子どもの 4 人に 1 人は、発育不全の状態にあります。開発途上国に限ると、この割合は 3 人に 1 人に上昇します。
- ・開発途上国では、就学年齢の子ども 6,600 万人が空腹のまま学校に通っていますが、アフリカだけでも、その数は 2,300 万人に上ります。



・世界で最も就業者が多い産業である農業は、現在の世界人口の 40%に生計手段を提供しています。また、農村部の貧困世帯にとっては、農業が最大の所得源かつ雇用源となっています。

・ほとんどが天水農業を営む全世界 5 億軒の小規模農家は、開発途上地域の大部分で消費される食料の 80%程度を提供しています。小規模農家への投資は、最貧層の食料安全保障と栄養状態を改善し、国内・世界市場向けの食料生産を増大させる重要な手段です。

Goal 3: Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

目標 3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

小児保健

・1990 年以来、1 日当たりの子どもの死者は 17,000 人減少してはいるものの、毎年 600 万人を超える子どもが、5 歳の誕生日を迎える前に命を落としています。

・2000 年以来、はしかの予防接種でほぼ 1,560 万人の命が救われました。

・世界的な進歩にもかかわらず、サハラ以南アフリカと南アジアが子どもの死者数に占める割合は増大しています。5 歳未満で死亡する子どもの 5 人に 4 人は、これら 2 地域で暮らしています。

妊産婦保健

・全世界で、妊産婦の死者数は 1990 年以来、ほぼ半減しています。

・東アジア、北アフリカ、南アジアでは、妊産婦の死者数がほぼ 3 分の 2 減少しました。しかし、開発途上地域の妊産婦死亡率(出生数に対する妊産婦死者数の比率)は、依然として先進地域の 14 倍に上ります。

・開発途上地域では、推奨される医療を受けられる女性が全体の半分にすぎません。

HIV/エイズ

・2014 年までに、抗レトロウイルス治療を受けられる人々の数は、2003 年のわずか 80 万人から、1,360 万人へと増加しました。

・2013 年の HIV 新規感染は 210 万件と見られ、2001 年の水準を 38%下回っています。

・2013 年末時点で、HIV 感染者は 3,500 万人に達しているものと見られます。

・2013 年末時点で、24 万人の子どもが新たに HIV に感染しています。

Goal 4: Ensure inclusive and quality education for all and promote lifelong learning

目標 4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

・開発途上国の初等教育就学率は 91%に達しましたが、まだ 5,700 万人の子どもが学校に通えていません。

・学校に通えていない子どもの半数以上は、サハラ以南アフリカで暮らしています。

・小学校就学年齢で学校に通っていない子どものおよそ 50%は、紛争地域に住んでいるものと見られます。最貧層世帯の子どもが学校に通っていない確率は、最富裕層の子どもの 4 倍に上ります。

・世界は初等教育で男女の平等を達成しましたが、すべての教育レベルでこの目標を達成できている国はほとんどありません。

・1990 年から 2015 年にかけて、15 歳から 24 歳の若者の識字率は世界全体で、83%から 91%へと改善しました。

Goal 5: Achieve gender equality and empower all women and girls

目標 5:ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

- ・1990 年の時点で、南アジアでは、小学校に通う女兒の数が男子 100 人に対し 74 人にすぎませんでした。2012 年までに、男女の就学率は拮抗しています。
- ・サハラ以南アフリカ、オセアニア、西アジアでは依然として、小学校と中学校に入学しようとする女兒が障害に直面しています。
- ・北アフリカでは、非農業部門の有給雇用に占める女性の割合が、5 人に 1 人に達していません。
- ・46 カ国では現在、女性がいずれかの議院で議員数全体の 30%超を占めています。

Goal 6: Ensure access to water and sanitation for all

目標 6:すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

- ・2015 年の時点で、改良飲料水源を利用する人々の割合は、1990 年の 76%から 91%へと増大しています。しかし、トイレや公衆便所など、基本的な衛生サービスを利用できない人々も、25 億人に上ります。
- ・毎日、予防可能な水と衛生関連の病気により、平均で 5,000 人の子どもが命を失っています。
- ・水力発電は 2011 年の時点で、最も重要かつ広範に利用される再生可能エネルギー源となっており、全世界の総電力生産量の 16%を占めています。
- ・利用できる水全体の約 70%は、灌漑に用いられています。
- ・自然災害関連の死者のうち 15%は、洪水によるものです。

Goal 7: Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

目標 7:すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

- ・世界人口の 5 人に 1 人に当たる 13 億人が、まだ近代的な電力を利用できていません。
- ・30 億人がまき、石炭または動物の排せつ物を調理や暖房に用いています。
- ・エネルギーは気候変動を助長する最大の要素であり、全世界の温室効果ガス排出量の約 60%を占めています。
- ・風力や水力、太陽光、バイオマス、地熱など、再生可能な資源から得られるエネルギーは無尽蔵で、環境汚染もありません。再生可能なエネルギーは現在、全世界のエネルギー供給の 15%を占めています。

Goal 8: Promote inclusive and sustainable economic growth, employment and decent work for all

目標 8:すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

- ・全世界の失業者数は、2007 年の 1 億 7,000 万人から 2012 年には 2 億 200 万人近くにまで増大していますが、そのうち約 7,500 万人は若い女性と男性です。
- ・22 億人が 1 日 2 米ドルという貧困ライン未満で暮らしていますが、安定的で賃金の良い仕事がない限り、貧困を根絶することはできません。
- ・2016 年から 2030 年に向け、全世界で新たに労働市場に参入する 4 億 7,000 万人に雇用を提供する必要があります。
- ・加工や製造に携わる中小企業は、産業化の初期段階で最も重要な役割を果たすだけでなく、最大の雇用創出者となるのが普通です。こうした企業は全世界の企業の 90%以上を占め、雇用の 50~60%をつくり出しています。

Goal 9: Build resilient infrastructure, promote sustainable industrialization and foster innovation



目標 9: レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

開発途上地域では、約 26 億人が安定的な電力供給を受けていません。

・全世界で 25 億人が基本的な衛生施設を利用できていないほか、水資源にアクセスできない人々もほぼ 8 億人近くに上っていますが、そのうち数億人がサハラ以南アフリカと南アジアに暮らしています。

・信頼できる電話サービスを受けられない人々は、100 万人から 150 万人に及びます。

・低所得国をはじめ、多くのアフリカ諸国では、インフラの未整備により、企業の生産性が約 40% 損なわれています。

・製造業は重要な雇用産業となっており、2009 年には全世界でおよそ 4 億 7,000 万人を雇用していますが、これは世界の全労働者 29 億人の約 16% に相当します。2013 年の製造業の雇用は、5 億人を超えているものと見られます。

・産業化による雇用拡大効果は、社会により影響を及ぼします。製造業で 1 人分の雇用が生じれば、他の部門で 2 人分の雇用が生じます。

・開発途上国の国内で加工される農産物は、わずか 30% にすぎません。高所得国では 98% が加工されます。このことは、開発途上国に大きなアグリビジネスの機会があることを示しています。

Goal 10: Reduce inequality within and among countries

目標 10: 国内および国家間の不平等を是正する

・人口の規模を考慮に入れると、1990 年から 2010 年にかけて、開発途上国の国内における所得格差は平均で 11% 拡大しました。

・開発途上国では、75% を超える圧倒的多数の世帯が現在、1990 年代よりも所得分配が不平等な社会に暮らしています。

・20% の最貧層世帯の子どもは依然として、20% の最富裕層の子どもに比べ、5 歳の誕生日を迎える前に死亡する確率が 3 倍も高くなっています。

・全世界で社会保障は急激に拡大しているものの、障害を抱える人々が高額医療費を負担する確率は、平均の 5 倍に上ります。

・開発途上国の大半で、妊産婦の死亡率は全体として低下しているものの、農村部の女性は依然として、都市部の女性に比べ、出産中に死亡する確率が 3 倍も高くなっています。

Goal 11: Make cities inclusive, safe, resilient and sustainable

目標 11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

・世界人口の半数に当たる 35 億人が現在、都市に暮らしています。2030 年までに、都市部の人口は世界人口のほぼ 60% を占めることになります。

・現在、スラムには 8 億 2,800 万人が暮らしていますが、その数は増加の一途をたどっています。

・面積にして地球の陸地部分のわずか 2% にすぎない都市は、エネルギー消費の 60~80%、炭素排出量の 75% を占めています。急速な都市化は、真水供給や下水、生活環境、公衆衛生に圧力を加えています。しかし、都市の稠(ちゆう)密(みつ)性(せい)は、効率性を高め、技術革新をもたらしながら、資源とエネルギーの消費を低減する可能性もあります。

・都市は、エネルギー供給を浪費にしかねない一方で、エネルギー消費を削減し、環境に優しいエネルギー・シス



テムを採用することにより、その効率を最適化できる能力も秘めています。例えば、中国の日照市では太陽エネルギーの活用が進み、市街地では 99%の世帯が、すでにソーラー給湯器を使用しています。

Goal 12: Ensure sustainable consumption and production patterns

目標 12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

- ・毎年、13 億トンの食料が無駄に捨てられています。
- ・全世界の人々が電球を省エネ型に変えれば、合計で年間 1,200 億米ドルが節約できます。
- ・2050 年までに世界人口が 96 億人に達した場合、現在の生活様式を持続させるためには、地球が 3 つ必要になりかねません。
- ・10 億人以上が依然として、真水の供給を受けていません。

Goal 13: Take urgent action to combat climate change and its impacts

目標 13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

- ・人間の活動による温室効果ガスの排出は、気候変動を引き起こしながら増大を続けています。現在の排出量は、史上最大の水準にあります。全世界の二酸化炭素排出量は 1990 年以来、50%近く増えています。
- ・大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の濃度は、少なくとも過去 80 万年で例を見ない水準に達しました。二酸化炭素濃度は、第 1 に化石燃料からの排出、第 2 にネット土地利用変化からの排出により、産業革命以前に比べて 40%上昇しました。海洋は人為的に排出された二酸化炭素の 30%を吸収しているため、海洋の酸性化も進んでいます。
- ・過去 30 年間で 10 年ずつに区切ると、地球の気温は 1850 年以来のどの 10 年間の記録も更新し続けています。北半球では、1983 年から 2012 年までの 30 年間の気温が、過去 1,400 年のどの 30 年間よりも高かったと見られています。
- ・1880 年から 2012 年にかけて、地球の平均気温は 0.85°C 上昇しました。このまま放置すれば、地球の平均気温は 21 世紀を通じて上昇を続け、今世紀だけで上昇幅は 3°C に達する可能性が高く、熱帯、亜熱帯を含む地球の一部地域では、それよりも大幅な気温上昇が生じると見られています。最も大きな影響が及ぶのは、最も貧しく、社会的に最も弱い立場に置かれた人々です。
- ・19 世紀半ば以来の海面上昇は、それ以前の 2 千年紀の平均を超えるペースで進んでいます。1901 年から 2010 年にかけて、地球の平均海面は 0.19[0.17~0.21]メートル上昇しています。
- ・1901 年から 2010 年にかけて、温暖化により氷が解け、海洋が拡大した結果、地球の平均海面は 19 cm 上昇しました。北極の海氷域は 1979 年以来、10 年単位で縮小を続け、各 10 年当たり 107 万 km² の氷域が失われています。
- ・多様な技術的措置と行動の変化により、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇を 2°C に抑えることはまだ可能です。
- ・今後数十年間のうちに、各国政府が定めた 2°C という温暖化目標を 66%以上の確率で達成するための緩和手段は、数多くあります。しかし、追加的な緩和策を 2030 年まで延期すれば、21 世紀中の温暖化を産業革命以前との比較で 2°C 未満に抑えるための技術的、経済的、社会的、制度的課題は、はるかに大きくなるでしょう。

Goal 14: Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources

目標 14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

- ・海洋は地球の表面積の 4 分の 3 を占め、地球の水の 97%を蓄え、体積で地球上の生息空間の 99%を占めています。
- ・世界全体で、海洋と沿岸の資源と産業の市場価値は年間 3 兆ドルと、全世界の GDP の約 5%に相当すると見られています。
- ・全世界の漁獲高は約 8,000 万トンとなっており、捕獲型漁業の規模は海洋の生産力に迫っていると見られます。
- ・海洋には、確認できているだけでおよそ 20 万の生物種が生息していますが、実際の数はいく百万に上る可能性があります。
- ・海洋は、人間が作り出した二酸化炭素の約 30%を吸収し、地球温暖化の影響を和らげています。
- ・海洋は世界最大のたんぱく源となっており、海洋を主たるたんぱく源としている人々は 30 億人を超えています。
- ・海面漁業は直接的または間接的に、2 億人以上を雇用しています。
- ・漁業への補助金は、多くの魚種の急速な枯渇を助長するとともに、世界の漁業と関連雇用を守り、回復させようとする取り組みを妨げており、それによって海面漁業の収益は年間 500 億米ドル目減りしています。
- ・汚染や漁業資源の枯渇、沿岸生息地の消失など、人間の活動により大きな影響を受ける海洋の面積は、全体の 40%にも及んでいます。

Goal 15: Sustainably manage forests, combat desertification, halt and reverse land degradation, halt biodiversity loss**目標 15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る**

- ・毎年、1,300 万ヘクタールの森林が失われています。
- ・およそ 16 億人が、森林に依存して生計を立てています。その中には、約 7,000 万人の先住民が含まれます。森林には陸生種の動植物と昆虫の 80%以上が生息しています。
- ・26 億人が農業に直接依存していますが、農地の 52%は土壌荒廃による中程度の、または深刻な影響を受けています。
- ・毎年、干ばつや砂漠化によって、穀物栽培で 2,000 万トンに相当する 1,200 万ヘクタールの農地(1 分当たり 23 ヘクタール)が失われています。
- ・確認されている 8,300 の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。
- ・開発途上国では、農村部の住民の 80%にも上る人々が、基本医療を伝統的な植物ベースの薬に依存しています。

Goal 16: Promote just, peaceful and inclusive societies**目標 16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する**

- ・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の庇護対象となる難民の数は、2014 年半ばの時点で 1,300 万人と、前年よりもさらに増えています。
- ・腐敗や贈収賄、窃盗、租税回避によって、開発途上国に年間 1 兆 2,600 億米ドルの損害が生じています。
- ・紛争国では 2011 年、小学校の退学率が 50%に達し、2,850 万人の子どもが学校に通えなくなりました。

Goal 17: Revitalize the global partnership for sustainable development**目標 17:持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する**

2014 年の政府開発援助(ODA)の総額は、およそ 1,350 億ドルとなっています。

・2014 年には、開発途上国からの輸出品の 79%が、無税で先進国に輸入されました。

・開発途上国の債務負担は、輸出収入の 3%程度で安定しています。

・アフリカのインターネット利用者は、過去 4 年間でほぼ 2 倍に増えました。

・2015 年の時点で、世界人口の 95%に携帯電話の電波が届いています。

・世界の若者の 30%は、インターネット利用歴が 5 年以上のデジタル世代に属しています。

・2000 年には世界人口は 6%強にすぎなかったインターネットの普及率は、2015 年に 43%へと上昇しました。

・しかし、40 億人以上がインターネットを利用できておらず、しかもその 90%は開発途上地域に暮らしています。

引用元 HP : 国際連合広報センター・UNITED NATIONS